

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月13日

岩手県立遠野病院長 鈴木 雄

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及びボイラー運転管理及び施設設備管理等業務仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立遠野病院
- (5) 入札方法

(1)の件名で総価入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有している者であること。
- (3) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「冷暖房設備の運転管理」において登録を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩 14 地割 74 番地

岩手県立遠野病院総務課 電話番号 0198-62-2222

FAX 番号 0198-62-0113

郵送による入札説明書等の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び1件につき重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。

なお、岩手県立遠野病院ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

- (2) ホームページアドレス

<https://www.tono-hospital.com>

岩手県立遠野病院ホームページトップページ>すべての情報

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年3月4日（月）正午までに3（1）の場所に提出しなければならない（郵送可）。

また、入札日の前日までの間において、岩手県立遠野病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和6年3月4日（月）正午までに、3（1）に示す問い合わせ先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和6年3月5日（火）までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月8日（金） 15時00分 岩手県立遠野病院会議室

入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月

7日(木)17時までに3(1)の場所に必着させること。

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「冷暖房設備の運転管理」において登録を受けている者、又は保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 医療局財務規程(昭和51年岩手県医療局管理規程第6号)第190条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。
- (8) 最低制限価格制度の適用について この契約は、県が締結する契約に関する条例(平成27年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する特定県契約に該当し、この契約の受注者は、同条第4号に定める特定受注者として、同条例第8条並びに県が締結する契約に関する条例規則(平成27年岩手県規則第83号)第5条及び第6条が適用される。
詳細は、岩手県ホームページに掲載する「県が締結する契約に関する条例 特定県契約に関する手引き<事業者編>」を参照すること。
- (9) 個人情報の取扱いについて 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、個人情報取扱事務等の委託基準が定められたことから、契約後は個人情報の取扱いについて、下記の義務が生じるものであること。
 - ア 受注者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
 - イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。及び当該業務に従事する者(以下「受注業務従事者」という。)を指定し、実施機関に報告すること。

- ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。